

聖籠町町民会館設置に関する条例及び聖籠町立図書館
設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第八号

聖籠町町民会館設置に関する条例及び聖籠町立図書館
設置条例の一部を改正する条例

(聖籠町町民会館設置に関する条例の一部改正)

第一条 聖籠町町民会館設置に関する条例(平成元年聖籠
町条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律(昭和三十一年法律第六十二号)及び図書館法(昭
和二十五年法律第一百十八号)」を「及び地方教育行政の
組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十
二号)」に、「、聖籠町文化会館及び聖籠町立図書館」を
「及び聖籠町文化会館」に改める。

第二条中「、聖籠町文化会館及び聖籠町立図書館」を
「及び聖籠町文化会館」に改める。

(聖籠町立図書館設置条例の一部改正)

第二条 聖籠町立図書館設置条例(平成元年聖籠町条例第
二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一二八〇番地」を「一五六〇番地一」に改
める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただ
し、第二条の規定は平成二十六年六月一日から施行する。